

# 序 章：

## 1. 研究の背景および目的

### (1) 建築物に対する法規制の必要性と社会的意義

建築物の建築は、原則として、建築主の自由であるべきであるとの考え方もある。しかし、建築物の存在や建築物内の活動により周囲の構造物や環境に悪影響や負荷を与える場合があること、建築物の安全性の不足によって災害や事故が発生・拡大し人命や財産が失われる場合があること、建築物の性能を確かめることは困難であり情報や知識に乏しい消費者などが売買などにおいて不利益を被るおそれがあることなどから、それらの問題の発生を防いだり、抑制したりするため、建築物を対象とする様々な法規制が、公共の福祉を守るためのものとして存在している（経済学においては、建築物を「財」として見た場合、周囲に悪影響を与えること（外部不経済）、売買などの当事者間に情報の格差が存在すること（情報の非対称性）などにより、市場における自由競争に委ねるのみでは様々な問題（市場の失敗）が生じることが避けられないため、政府が法規制により市場に介入することの必要性が説明されている）。

建築物に関する法規制のうち、最も基本的なものが、1950年（昭和25年）に制定された建築基準法である。「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことが目的とされている（同法第1条）。上述のような問題の発生により公共の福祉の実現が妨げられるのを防ぐため、建築物に関し、憲法で保障されている財産権に最低限の制約を加えるものとして制定された法律であり、したがって、上述の法の目的において、「最低の基準」を定めるものであることが明確にされている。

### (2) 建築基準法の構造方法基準の役割

本研究の対象である建築基準法の構造方法基準は、構造計算基準とともに、同法の単体規定の一部である構造関係規定を構成している。構造関係規定の目的は、地震、台風、積雪などにより建築物に作用する荷重・外力に対する安全性（構造安全性）を確保することであり、それには、極めて稀に発生する大地震などに際しても、建築物の崩壊などによる人命の喪失などの被害を防ぐことや、稀に発生する中程度の地震時には建築物への有害な損傷の発生を防ぐこと、日常的に作用する荷重に対し変形や振動による使用上の支障を防止することなどが含まれている。言うまでもなく、これらの「構造安全性能」は、地震国であり、台風常襲地域や豪雪地帯を有する我が国において、国民が建築物の中で生活や様々な活動を行い、あるいは建築物を資産として保有する場合などにおける安心の確保のため、必要不可欠なものであるといえる。

1919年（大正8年）に公布され、翌1920年（大正9年）より施行された我が国最初の全国レベルの建築関係法規である市街地建築物法では、同法施行規則において、全74条からなる「第2節 構造強度」が設けられた。当初は、構造計算は、鉛直荷重に対するものだけが規定されていたが、その後、1923年（大正12年）の関東大地震による被害を踏まえて、構造計算の規定に地震に対する計算が導入され、構造方法の規定にも数多くの耐震安全性強化を目的とした改正が行われた。

1950年（昭和25年）に制定された建築基準法においては、同法施行令に市街地建築物法施行規則の規

定をベースとし、構造関係規定が設けられたが、この時、木造建築物の構造方法基準について、接合部の規定の強化や、筋かいの必要量の規定の新設などが行われた。これ以降も、構造関係規定については、建築技術の進歩への対応とともに、大地震などの際の被害状況を教訓とし、同様の被害の再発防止対策としての基準の見直しが行われ、国民の生命・財産を守るための社会的規範として、我が国の建築物の安全性の確保に大きな役割を果たしてきたといえよう。

以上の構造関係規定の役割の中で、構造方法基準は、構造計算を要しない小規模な建築物（2階建以下の木造建築物など）については、それ単独で構造安全性を確保するという役割を担っており、大多数がそれに該当する木造においては、構造方法基準が極めて重要な位置を占めることとなる。鉄筋コンクリート造などは、その他の「構造計算を要する建築物」が多数を占めるが、これらについても、構造方法基準は、構造計算の種類に応じて、構造計算では確かめることができない性能の確保や、構造計算による構造安全性の検証の補完という、大切な役割を果たしている。

### (3) 本研究の背景と目的

建築基準法の構造関係規定のうち、構造計算基準については、1981年（昭和56年）施行の新耐震設計法の導入の施行令改正、2000年（平成12年）施行の性能規定の導入に伴う限界耐力計算の新設などの法令改正、2007年（平成19年）施行の構造計算書偽装事件を受けた法令改正などにおいて、全体的な構成や内容について、大幅な見直しがなされている。それに対し、構造方法基準については、それらの改正により構造関係規定における構造方法基準の位置づけや役割に変更がなされたにもかかわらず、いくつかの個別の規定について、地震被害の再発防止や、技術の進歩に応じた見直しがなされ、また、2000年改正において、判断基準の明確化のため、相当数の規定に対して抽象的規定の明確化（大臣告示への委任）などが行われているものの、全体的な構成や個々の規定の基本的な内容については、それほど大きな見直しはなされていない（ただし、木造の基準については、例外的に、数次にわたり相当程度の見直しが行われている）。

これらの近年の構造関係規定の改正については、構造計算基準を中心に、規定内容が詳細化され、複雑・難解なものとなったことなどに関し否定的な見解も示されており、その内容の評価や今後目指すべき方向性などについては、建築確認などの適合性の審査の仕組みや運用、建築士法などに基づく関連する制度のあり方も含め、今後も積極的に議論や研究がなされるべきであるといえるが、本研究では、そういった議論などが主として構造計算基準を対象に行われているのに対し、あまり着目されることのなかった構造方法基準について、その本来の目的や役割、あるいは建築関係者および一般国民のニーズに照らして見た場合の現状と課題を分析し、評価方法基準が備えるべき要件の明確化を行った上で、同基準の適切性の評価方法の提案を行い、今後の改善に資することを目指している。

本研究の背景となっている構造方法基準の課題について、沿革とともにやや詳細に述べると、以下のとおりとなる。

上述のとおり、建築基準法の構造方法基準は、同法制定時に市街地建築物法施行規則の構造強度に関する規定を受け継ぐ形で同法施行令第3章の一部として制定された。基本的に、すべての建築物が満たすべきものとして定められたが、根拠となる法律の規定をみると、同法第20条に基づく「要求」として定められたものではなく、同条が要求する構造安全性を確保するための補足的な基準として、同法第36条により定められたものであった。従って、必ずしも構造方法基準によらず、同法第20条の要求への適合性を確保することも可能であるとされていた（基準に適合しない部分を有する場合にのみ、同法第38条の

大臣認定を取得しなければならないこととされていた)。

1965年(昭和40年)の法第38条認定の運用方針の転換(基準に抵触する部分のない特殊な構造方法を大臣認定対象に追加)、1981年(昭和56年)の新耐震設計法の導入(構造計算による検証性能の範囲の拡大と計算方法の多様化)や、2000年(平成12年)の法の根拠規定の変更(第20条に基づく基準化)・法第38条の廃止等によって、構造方法基準の構造関係規定における位置づけ(建築基準法が求める構造安全性確保の上での役割)が変化したにもかかわらず、基準の内容は、それを十分に反映した形で見直されているとは言い難い。特に、2000年改正は、根拠規定を含む基本的な位置づけの変更であり、それを受けて多数の大臣告示に基づく構造方法基準が制定されているが、同時期に行われた建築確認の民間開放への対応としての「判断基準の明確化」を目的として行われたものがほとんどであり、規定内容の基本的部分は変わっていない。

一方で、規定にただし書きなどが設けられ、所定の構造計算を行うことにより適用除外となる構造方法規定が存在したり、逆に構造計算基準の一部として構造方法に関する規定が設けられる例もあり、構造計算基準と構造方法基準の規定内容の関係については様々なパターンが見られる。また、法第37条の建築材料の品質の規定は、2000年(平成12年)の法改正後、数多くの構造材料が指定され適用対象となったことにより、構造方法基準の建築材料に関する規定との間に相互補完関係が構築されたと考えられるが、両者の役割分担についても、明確なルールがあるとはいえない。

2007年(平成19年)の法改正においては、建築確認・検査の厳格化により、構造方法基準についても、設計図書における記述の詳細化や判断基準の明確化などが求められており、それに相応しい内容の適正化と合理化が強く求められるようになってきている。また、適切な設計の自由度の確保や、構造関係規定全体の複雑さ・難解さの改善のための一つの手段としても、構造方法基準の見直し・再整理が望まれているといえる。

以上を踏まえ、本研究では、構造方法基準の備えるべき要件を明らかにし、鉄筋コンクリート造の構造方法基準を中心に、現状をそれに照らして分析するとともに、それらを踏まえた「評価方法」を提示することとする。構造方法基準が、建築基準法の技術基準として、構造安全性の確保という目的を達成するために、その役割に応じて適切な内容であるべきことを基本としつつ、その他の要請への対応として、それが円滑に運用され得ること、設計の自由度を過度に阻害しないこと、構造方法基準が果たしている構造安全性の確保以外の役割についても支障が生じないことなどにも留意し、また、必ずしもすべての必要な基準を定めるのではなく他の手段により代替するという選択肢の採用の可能性も含め、分析・考察を加えることとする。

なお、本報告において、「構造方法基準」とは、建築基準法に基づく構造関係規定のうち、同法施行令第3章第1節から第7節の2までに規定されている諸規定(同令第80条の2に基づき定められている大臣告示によるものを含む。)を意味するものとする。また、建築基準法第37条の「建築材料の品質」のうち、構造材料(構造耐力上主要な部分に用いられる材料)に関する部分については、構造方法基準と類似の趣旨・目的をもっているため、多数の個所で、「構造方法基準」と併せて記述・分析等を行っている。

## 2. 研究の意義および位置づけ

### (1) 本研究の意義

上述の 2007 年（平成 19 年）施行の法令改正においては、構造関係規定のみならず、建築基準法の技術基準全体を対象として、「建築確認・検査の厳格化」の一環として、建築基準法施行規則によって定められた建築確認申請添付図書の種類および記載事項の増加と、新たに大臣告示として定められた「確認審査等に関する指針」に基づく厳格な審査の実施が図られるとともに、違反に対する行政処分および罰則の大幅な強化が行われた。この措置により、技術基準への「適合性」がより厳格に問われることとなり、技術基準の内容の適切性に対する要請は、従前と比べ、極めて強いものとなっていると言えよう。

建築基準法の技術基準は、法は国会の議決により、施行令・大臣告示はそれぞれの所定の行政的手続きにより、制定・改正されるが、その案の作成に際しては、法制定時において、施行令原案が建築学会により作成されて<sup>ii</sup>以降、関係する学識経験者や実務者団体代表などから構成される委員会による検討などを経てその案が作成される例が数多く見られる<sup>iii</sup>。その後、施行令・大臣告示の制定・改正については、1999 年（平成 11 年）4 月より<sup>iv</sup>意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が適用され、また、2003 年（平成 15 年）4 月より民間等からの技術基準の整備・見直しの提案の受けを行う窓口（コンタクトポイント）の設置および技術基準の原案作成を行う体制の整備<sup>v</sup>が行われた。法および施行令の改正については、さらに、2007 年（平成 19 年）10 月より<sup>vi</sup>国土交通省による規制の事前評価（RIA）の対象となっている。このように、技術基準の制定・改正に際しては、その案について、様々な手続きにより、検討や意見・提案の募集などが行われているが、結果として、制定された技術基準について、内容に対する批判が寄せられる場合が少なくない<sup>vii</sup>。その背景として、パブリック・コメント手続が十分に機能していない<sup>viii</sup>など、手続き面での問題の存在を指摘する声があるが、それらのプロセスの改善が図られたとしても、技術基準の適切性の確保・向上を図るためには、技術基準案が適切であるかどうかを判断・評価するという行為が行われなければならない。

言うまでもなく、技術基準の内容には、様々な選択肢が存在し、それぞれに、それを利用する立場に応じたメリット・デメリットが存在する。すなわち、どのような立場から判断するかによって、「適切性」の評価の結果は左右される。したがって、様々な立場の関係者の参加の下で検討を行い、最大公約数的な「合意形成」の結果として作成されたものが、最も適切な技術基準の案ということとなろう。本研究は、そのようなプロセスができるだけ円滑に行われ、結果として客観的にバランスの取れた合意形成が行われるために用いられるツールとして、国などの技術基準の策定主体や、それに準拠して設計や審査を行う実務者などの関係者が、技術基準案の適切性の評価を行う際に用いる共通の物差しとしての「方法」を提案することを目的としている。

本研究においては、構造方法基準を対象として、技術基準の目的、役割、位置付けから、備えるべき要件を明確化し、各規定の対象・要求の内容の表示・分析の手法を示した上で、それらを踏まえた内容の評価方法の提案を行っているが、このようなアプローチは、構造方法基準、あるいは構造関係規定のみならず、基本的に、建築基準法に基づく技術基準すべてに適用・応用が可能な汎用性を備えたものである。本報告で提案された方法が、構造方法基準の改正時などに、その改善のため活用されるのみならず、その他の技術基準にも応用され、それによって作成された評価方法が、実際の技術基準や、その制定・改正時における提案の理解や評価のために活用されることにより、建築基準法に基づく技術基準全体の適切性の改善・向上のために役立つことが期待される。

## (2) 本研究の位置づけ

建築基準法に基づく技術基準に求められる要件に関連する研究テーマの中には、そもそも建築物に対する規制の必要性や合理性を明らかにすることがあり、あるいは、建築基準法の成立や変遷の過程をその背景を含め分析することがある。前者に関しては、市場理論からの視点による松本の一連の研究<sup>x</sup>などがなされており、後者に関する既往の文献および研究としては、同法の制定に携わった前川らによる数多くの著述<sup>x</sup>のほか、大橋による一連の研究<sup>xi</sup>および著書<sup>xii</sup>、平田および石川による一連の研究<sup>xiii</sup>などがある。

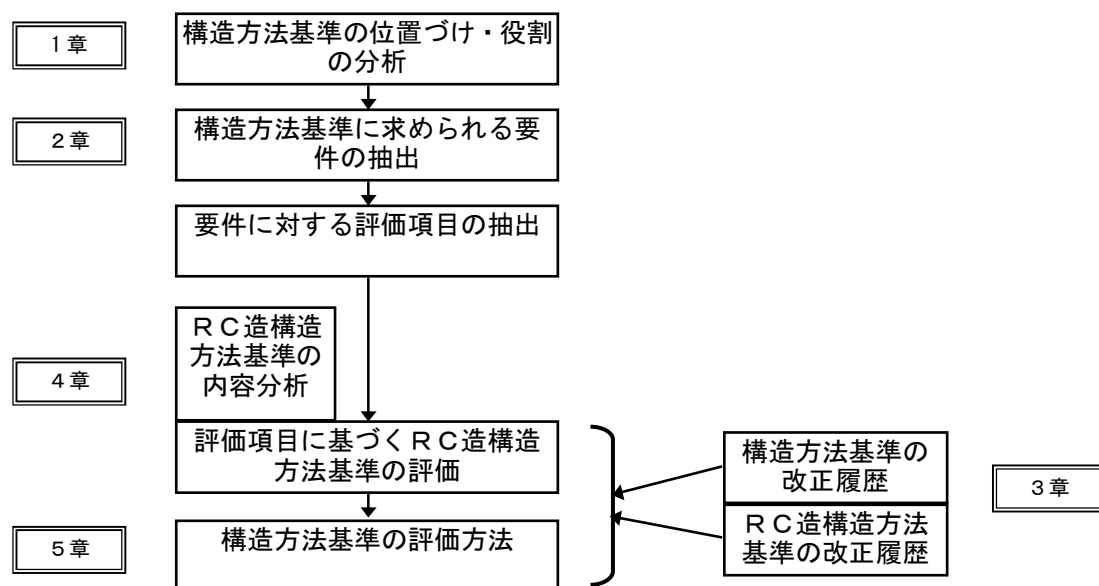
建築基準法に基づく技術基準の評価に関しては、その望ましいあり方として、性能規定（性能指向型基準）の優越性や実現・改善のための課題、海外の事例の分析などを行ったものとして、竹市らの研究<sup>xiv</sup>、CIB（Conseil International du Bâtiment: 建築研究国際協議会）および IRCC（Inter-jurisdictional Regulatory Collaboration Committee: 国際建築規制協力委員会）による活動報告<sup>xv</sup>、平野による一連の研究<sup>xvi</sup>などがあるほか、日本建築学会の関係委員会による報告や提言<sup>xvii</sup>なども数多くなされている。近年においては、制定後 60 年を経過した建築基準法などの既往の法制度について、最近の社会的要請との齟齬が拡大しつつあるという認識が広がっており、建築に関する社会システムおよびその構成要素としての法制度の問題点の指摘およびあるべき姿に関する検討が日本建築学会の関係委員会などにより積極的になされ、その一環として、建築基準法の技術基準に関する問題に関する報告や提言<sup>xviii</sup>が行われている。

これらの文献および研究においては、建築基準法に基づく技術基準に関する様々な観点からの分析、問題点の指摘、提案などが含まれているが、技術基準の、その目的に照らしての評価方法や、現在の建築基準法の技術基準についての、求められる要件とそれに基づく評価方法について、系統的に論じ、あるいは提案を行ったものは存在しない。したがって、本研究は、これまでに扱われたことのない課題を対象とし、新たなアプローチから、分析と提案を行っているものであるといえる。

また、建築基準法の構造関係規定は、同法に基づく技術基準の中でも最も重要なものの一つであり、これまでに数多くの改正がなされ、また、その内容に関する研究や提案は、政府や関連公的機関、学会、研究機関などさまざまな主体によりなされているが、そのほとんどは、上述のとおり、木造建築物を対象とするものを例外として、耐震計算などの構造計算基準を主な対象として行われている。その意味で、木造以外の構造種別の構造方法基準に焦点を当てて、その規定内容および制定・改正経緯の分析や評価を行っている点においても、本研究は、これまでにない、新たな視点に基づいたものといえる。

## 3. 研究の方法および構成

本研究の基本的な構成としては、構造方法基準の位置づけ・役割などの分析から、求められる要件と、それに基づく「評価項目」の抽出を行った上で、鉄筋コンクリート造の基準を対象にモデル的にそれに基づく評価を行い、その結果を踏まえて「構造方法基準の評価方法案」を取りまとめるというプロセスを採っている。このような分析・考察・提案を行うために必要なインプットとして、これまでの構造関係規定・構造方法基準・鉄筋コンクリート造基準の改正経緯の分析や、鉄筋コンクリート造基準の規定内容の詳細な分析などを行っている。以上の本報告の構成を下図に示すとともに、以下に、章毎の内容や相互の関係を示す。



### 本報告の基本構成

第1章「構造方法基準の建築基準法令における位置づけと役割」においては、第2章において構造方法基準に求められる要件を明確化するために必要なものとして、以下の分析と情報の抽出を行っている。まず、構造方法基準が、建築基準法の構造関係規定の構成要素として備えるべき最も基本的な要件である「構造安全性の確保のための要件」を明確化するために把握が必要な、建築基準法令における構造関係規定の全体構成と其中での構造方法基準の位置づけと役割について、法制定以来の変遷とともに整理して示すとともに、構造方法基準のその他の役割の明確化に必要なものとして、他の基準における構造方法に関する規定の項目・内容を示している。また、併せて、構造方法基準の運用が円滑になされるための要件の明確化のため必要な、構造方法基準の適合性の審査手続きなどの規定の概要を示している。

第2章「構造方法基準に求められる要件と評価項目の抽出」では、まず、第1章において整理された構造関係規定における位置づけと役割に基づく分析から、構造方法基準の基本的要件として、構造安全性の確保という目的の達成においてその役割を果たすために必要な要件を抽出する。さらに、建築基準法に基づく「要求」規定として、その運用が円滑になされるために求められる要件と、構造方法基準が構造関係規定以外の領域で副次的に果たしている役割を含むその他の要件とを、それぞれ第1章において整理された関係規定の内容を踏まえて整理する。なお、実際には、構造方法基準のみによって以上の要件のすべてが満足されるものではなく、その他の基準、あるいは、建築基準法令以外の手段によりカバーされる部分が存在しうるが、ここでは、それらを含めて、構造方法基準が、法令上の位置づけに照らし、同法第20条により要求される構造安全性を確保するなどのために本来果たすべき役割を「要件」として捉えることとし、その上で、そのような他の基準・手段による「補完」が許容されるための条件などについて、述べることにする。最後に、以上の内容を踏まえて抽出された、構造方法基準の要件への適合性を評価するための項目を示す。

第3章「構造方法基準および鉄筋コンクリート造関係基準の改正経緯」では、第4章および第5章にお

いて、それぞれ、鉄筋コンクリート造の構造方法基準の試行的評価および構造方法基準の評価方法の提案を行うに先立ち、構造方法基準全体の構成、さらに、同法施行令第3章第6節の鉄筋コンクリート造の構造方法基準および関連するその他の主要な関連規定について、法制定時から現在に至るまでの改正内容を整理して示すとともに、鉄筋コンクリート造の基準および規定については、それぞれの改正内容について、その背景や、第1章で整理した構造方法基準の位置づけ・役割の変遷との関係も含めた詳細な分析を行う。

第4章「現行の鉄筋コンクリート造の構造方法基準の評価」においては、現行の鉄筋コンクリート造の構造方法基準および関連規定の個々の規定について、その適用対象と要求内容の分析・表示の方法を示すとともに、それを適用した結果としての表示項目の抽出と、それらの詳細な分析・整理を行っている。そして、その結果を用いて、第2章で整理した「評価項目」に従い、鉄筋コンクリート造の構造方法基準の個々の規定の「要件」への適合性についての試行的な評価を行い、その結果を示す。

第5章「結論：構造方法基準の評価方法」においては、本報告の結論として、評価を実施する上での法制度の枠組み等に関する前提条件を設定した上で、第2章において整理した構造方法基準の評価項目をベースとし、第4章において行った鉄筋コンクリート造の構造方法基準および関連規定の「要件」適合性の試行的な評価の結果を踏まえ、構造方法基準が備えるべき要件と、構造方法基準ではカバーできない要件に関して必要な補助的仕組みに関する、構造方法基準の評価方法を取りまとめ、提案している。

最後の「今後の課題」においては、今後取り組むべき残された研究的課題を整理して示している。

上述のとおり、第3章および第4章において、鉄筋コンクリート造の構造方法基準を対象としての分析・検討等を行い、その結果に基づき、第5章の構造方法基準に関する提案を行っているが、その理由は、日本において近年建築される建築物の主要な構造方法は木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造であるが、①木造は、構造計算対象とならず、構造方法基準のみが適用される物件が圧倒的に多数を占めることなどから、構造方法基準の役割に独特の部分が多く、他の構造方法とは異なる視点からの検討・分析を要すると考えられること、②鉄骨造は、鉄筋コンクリート造と比べると、構造方法基準の規定数が少なく、要求の内容も限定的であり、鉄筋コンクリート造を対象とすることにより、基本的な問題はほぼカバーされると考えられること、③鉄骨鉄筋コンクリート造の構造方法基準は、ほとんどが鉄骨造および鉄筋コンクリート造の基準の準用であり、やはり、鉄筋コンクリート造に関する分析・検討でカバーされることである。

なお、本報告においては、一部の用語について、一般的な用法とは異なる、独自の定義により記述を行っている。それらについては本文中で説明がなされているが、主要なものの一覧と解説を「参考」として次頁に示している。

【参考：本報告で用いている用語解説】：

本報告において、一般的な用法よりも限定的な意味で使われている用語として、以下のものがある。

用語	他の用語との組合せ使用例	本報告における意味 (ゴシック体は本表の用語)	本文主要参照箇所
技術基準		建築基準法に基づく技術的 <b>要求</b> を規定した文書。主として同法施行令および同法に基づく大臣告示において規定される。同法では「技術的基準」と規定されているが、本報告では「技術基準」と呼称している。	
構造安全性（構造安全性性能）		建築基準法第 20 条に基づき要求される建築物が有すべき荷重・外力の作用に対する性能。特に建築物が有すべき性能の一であることを強調する時は「構造安全性性能」という。	具体的な内容は 2-2 の表 2-1 参照
構造関係規定		<b>構造安全性</b> を確保するための <b>技術基準</b> の総称。 <b>構造計算基準</b> と <b>構造方法基準</b> により構成される。	
構造計算		<b>構造安全性</b> について検証するために行う構造計算または構造方法基準の一部としてただし書きなどに基づき部分的な安全性の検討のために行う構造計算。前者の方法は <b>構造計算基準</b> により規定される。	
構造計算基準		<b>構造計算</b> の方法を規定した <b>技術基準</b> 。 <b>構造方法基準</b> とともに <b>構造関係規定</b> を構成。建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定される。	
構造材料		建築材料のうち、 <b>構造安全性</b> の確保を目的として使用されるもの。建築基準法に定義された構造耐力上主要な部分に用いられる。	
構造種別		主として用いられる構造材料の種類による建築物の分類。木造、鉄筋コンクリート造など	
構造方法		建築物の架構の構成、各部の形状・寸法、使用材料の種類など。	
構造方法基準		<b>構造方法</b> に関する要求を規定した <b>技術基準</b> 。 <b>構造計算基準</b> とともに <b>構造関係規定</b> を構成。建築基準法施行令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までに規定されている（同令第 80 条の 2 に基づき定められている大臣告示によるものを含む。）	基準の構成は 1-2(5)の表 1-2 参照
判断基準	適否判断基準 判断基準明確化	<b>技術基準</b> が適用される対象物が、 <b>技術基準</b> を構成する各 <b>要求</b> 規定に適合しているかどうかを設計者、審査者などが判断するための基準。それが明確に（一義的に）行えるかどうかは <b>要求</b> 規定の記述方法に依存する。	
評価項目	構造方法基準の 評価項目	<b>技術基準</b> を構成する各 <b>要求</b> 規定が、備えるべき <b>要件</b> に照らして適切に定められているかどうかを評価する際の項目	構造方法基準の評価項目の具体的な内容は 2-6 参照
評価方法	構造方法基準の 評価方法	<b>技術基準</b> を対象として、それを構成する各 <b>要求</b> 規定が、備えるべき <b>要件</b> に照らして適切に定められているかどうかを、技術基準の作成者やユーザーなどが評価するための方法。 <b>評価項目</b> 毎に定められる。	評価方法の内容は 5 章参照
要求	要求の記述方法	<b>技術基準</b> によって対象物に適用される制限の内容。技術基準を構成する各規定において定められ、その記述方法には、定性的要求、定量的要求、検証方法、構造方法（解）などが存する。	要求の記述方法の区分は 2-3(2)の表 2-4 参照
要件	構造方法基準の 備えるべき <b>要件</b>	<b>技術基準</b> が、その目的（対象建築物が所定の要求性能を有するものとなること）を達成するために備えるべき条件。 <b>技術基準</b> に適合する建築物が性能を有するための基本的要件のほか、適切に運用される（技術基準への適合性が確保される）ための要件なども存する。	構造方法基準の備えるべき具体的な要件は 2-2、2-3、2-4 参照



- 
- i 平成 19 年国土交通省告示第 835 号
  - ii 「本会記事 学会情報」(建築雑誌 65(766)、p52、1950.9)
  - iii 例えば、1981 年の施行令改正による耐震基準の改正の原案は、建設省に設けられた「耐震建築基準研究会」において検討された。
  - iv 閣議決定による。その後、2006 年(平成 18 年)4 月からは行政手続法に基づき実施されている。
  - v 国土交通省報道発表資料「建築基準法・住宅品質確保法の技術基準の見直し体制の整備について」(2005.1)による。国土技術政策総合研究所資料第 105 号「建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料(第 1 集)」(2003.3)などに、体制および策定された基準原案が示されている。なお、2009 年度からは、受付窓口が(財)建築行政情報センターに変更されている。
  - vi 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」による。国土交通省所管の規制を含む法令についての試行的実施は、2004 年度(平成 16 年度)から行われている。
  - vii 建築業協会「建築基準法に係る技術基準等の整備・見直しに関する要望について」(2003.3)など
  - viii 日本建築学会構造委員会の見解として、平成 12 年(2000 年)改正時の大臣告示案に関して「国土交通省のパブリックコメントが本来のシステムとしての機能を発揮しなかったといえる」と述べている(「建築に関する技術開発とその社会認知に関わる問題についての意見提出の依頼について」の回答)(2003.9)など
  - ix 松本光平「市場理論から見た建築規制の研究-建築規制緩和の研究(その 1)-」(日本都市計画学会学術研究論文集、pp517-522、1990)など
  - x 前川喜寛「建築法規と経済について」(建築雑誌 83(991)、pp84-87、1968.2)など
  - xi 大橋雄二「建築基準法の確認制度の成立過程と構造計算対象建築物」(日本建築学会構造系論文報告集、第 434 号、pp39-49、1992.4)など
  - xii 大橋雄二「日本建築構造基準変遷史」(日本建築センター、1993)
  - xiii 平田京子、石川孝重「臨時日本標準規格以降の建築構造規定における変遷とその根拠-積載荷重の評価に関する研究 その 1-」(日本建築学会構造系論文報告集、第 436 号、pp43-51、1992.6)など
  - xiv 竹市尚広、辻本誠「建築物に対する社会的要求性能の構造と分類 建築物の性能担保の研究 その 2」(日本建築学会計画系論文報告集、第 567 号、pp61-66、2003.5)など
  - xv 「CIB Report Publication 206: Final Report of CIB Task Group 11, Performance-based Building Codes」(CIB、1997.4)、「Guidelines for the Introduction of Performance Based Building Regulations [Discussion Paper]」(IRCC、1998.5)など
  - xvi 平野吉信、五條渉、近江隆「「性能指向」のアプローチによる建築生産技術規範体系再編の枠組み-英・ニュージーランド・豪・カナダにおける事例の国際比較分析-」(日本建築学会計画系論文報告集、第 531 号、pp221-228、2000.5)など
  - xvii 日本建築学会建築法制委員会「建築基準法の性能規定化のあり方に関する提言」(2007.3)など
  - xviii 日本建築学会資格・教育・法律等社会システム検討特別調査委員会報告書(2007.4)など

